

## 枝幸町障害者活躍推進計画

機関名	枝幸町
任命権者	枝幸町長・枝幸町教育委員会教育長
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間） ※第1期：令和2年4月1日～令和5年3月31日
枝幸町における障害者雇用に関する課題	<p>枝幸町においては、職員総数が公営企業、会計年度任用職員を含めると300人を超える機関であるが、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないことから、令和3年及び令和4年と限定した公募をしたものの、応募がないのが現状である。</p> <p>なお、枝幸町教育委員会の職員は、枝幸町で採用、出向していることから、同一の機関としてみなす特例認定を令和4年9月に受け、両機関が一体的に障害者の雇用促進に取り組んでいる。</p> <p>両機関の職員の中には障害者も在籍しているが、令和4年6月1日現在では法定雇用率2.6%を満たしていない。</p> <p>《参考》令和4年6月1日時点の実雇用率：2.37%</p> <p>令和8年6月までには、地方自治体の法定雇用率は経過措置で2.8%に引上げとなる予定であり、また、在籍中の障害者の職員は、50歳代以上が多く、定年等の退職時期に近づいている。そのため、継続した障害者の積極的な採用活動を実施する必要がある。</p> <p>また、併せて本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>定年以外の退職者を極力生じさせない。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事台帳等をもとに、採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>

取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。(継続)</p> <p>○組織内のサポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を強化するとともに、ハローワークなど組織外の関係機関と連携体制を構築し、関係者間において情報の共有を行う。</p> <p>○役割分担等については、人事異動等により変更が生じるため、必要に応じ更新を行う。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○人事評価による面談を行い、業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○環境整備として、令和2年度中に役場庁舎のトイレの改修とエレベーターの設置を行っており、今後も必要な改修等は随時行う。</p> <p>○新規に採用する障害者については、面談により必要な配慮等を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>○一般職員の募集と併せて、会計年度任用職員についても軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
④その他	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるように、適切な支援、配慮に努める。</p>